○農林水産省告示第二千百八十二号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十八年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ヤンマー　ＫＱ320	216020	ヤンマー株式会社
〃	ヤンマー　ＳＦ322Ａ	216021	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○国土交通省告示第千百六十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第五項の規定に基づき、航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

「広島空港」の下に「、山口宇部空港」を加える。

附　則

この告示は、平成二十八年十一月二十八日から施行する。

○中国地方整備局告示第百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十七日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号及び九号	下関市清末東町六丁目八二四番一から同市清末東町四丁目三七一番三まで（ただし、関係図面に表示する部分の み。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十月二十七日

○九州地方整備局告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十七日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	三号	八女市立花町下辺春字岩ノ元三三一番から同市立花町下辺春字二反田四二六番一まで	九州地方整備局及び福岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

三　占用を制限する理由

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

四　占用の制限の開始の期日

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

平成二十八年十月二十八日

国会事項

衆　議　院

議員当選報告書受領

十月二十五日安倍内閣総理大臣から大島議長宛、次の報告書を受領した。

内閣総第四九号

平成二十八年十月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院議長　大島　理森殿

衆議院福岡県第六区選出議員補欠選挙における当選人について

平成二十八年十月二十三日執行の衆議院福岡県第六区選出議員補欠選挙における当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

（別紙）

選挙期日	平成二十八年十月二十三日
当選年月日	平成二十八年十月二十五日
当選告示年月日	平成二十八年十月二十五日
当選証書付与年月日	平成二十八年十月二十五日
全候補者の得票総数	一七一、一六三票
法定得票数	二八、五二七・一六六票
当選人	鳩山　二郎
得票数	一〇六、五三一・〇〇〇票
住所	福岡県大川市大字榎津八九番地三ルネス・オネストソアラ四〇二号
職業	無職
届出政党等の名称	無所属
生年月日	昭和五十四年一月一日

議決通知

十月二十五日本院は食品安全委員会委員に山本茂貴を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公正取引委員会委員に青木玲子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は証券取引等監視委員会委員長に長谷川充弘を、同委員に浜田康及び引頭麻実を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は電気通信紛争処理委員会委員に中山隆夫、荒川薫、小野武美、平沢郁子及び山本和彦を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は電波監理審議会委員に櫻田謙悟を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は日本放送協会経営委員会委員に石原進、中島尚正及び長谷川三千子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は中央更生保護審査会委員に小川清美を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公安審査委員会委員長に房村精一を、同委員に太田順司、竹中千春及び坂場三男を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は運輸審議会委員に牧満及び河野康子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は運輸安全委員会委員に丸井祐一、石田弘明、奥村文直、岡村美好及び土井美和子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公害健康被害補償不服審査会委員に岡本美保子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

議案送付

十月二十五日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（第百八十九回国会内閣提出、本院継続審査）

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（第百八十九回国会内閣提出、本院継続審査）

質問書提出

十月二十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

集団的自衛権に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

沖縄県東村高江のヘリパッド建設工事に反対する住民・県民を警備するため派遣された大阪府機動隊員による差別発言に関する質問主意書（仲里利信提出）

答弁書受領

十月二十五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員初鹿明博提出日印原子力協定と核軍縮・核不拡散の関係に関する質問に対する答弁書